

岩手県告示第 580 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 7 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 二戸五日市線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町下藤 102 番 1 地先から八幡平市土沢 184 番 2 地先まで	新	m 32.8～11.8	m 852.7
	旧	26.0～10.6	852.7

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 19 年 7 月 27 日から同年 8 月 27 日まで

2（1）道路の種類 県道

（2）路線名 一関北上線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区稲瀬字宝録 260 番地先から 256 番地先まで	新	A m 26.0～18.0	m 109.8
		A 26.0～18.0	109.8
	旧	B 15.0～7.4	116.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 7 月 27 日から同年 8 月 27 日まで